

○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二及び第五十二条の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第八十一号）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（国内基準行に係る経過措置）</p> <p>第二条 国内基準行（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第十号の三又は銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。）である銀行又は銀行持株会社については、当分の間、この告示による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新銀行告示」という。）又は銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれ</p>	<p>附 則</p> <p>（国内基準行に係る経過措置）</p> <p>第二条 国内基準行（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第十号の三又は銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。）である銀行又は銀行持株会社については、当分の間、この告示による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（次条において「新銀行告示」という。）又は銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照</p>

らの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新持株告示」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（適格中央清算機関に係る経過措置）

第四条 この告示の適用の日から平成二十六年三月三十日までの間における新銀行告示第一条第七号の三の規定の適用については、同号中「提供している者」とあるのは、「提供している者又は提供しようとする者」と読み替えるものとする。

2 この告示の適用の日から平成二十六年三月三十日までの間における新持株告示第一条第七号の三の規定の適用については、同号中「提供している者」とあるのは、「提供している者又は提供しようとする者」と読み替えるものとする。

らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（次条において「新持株告示」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（新設）

#### 附 則

この告示は、平成二十五年三月三十一日から適用する。